

衆議院議員、参議院議員の皆さまへ

子どもに無煙環境を推進協議会

〒540-0004 大阪市中央区玉造 1-21-1-702

<http://notobacco.jp/pslaw/> (公印略)

muen@silver.ocn.ne.jp

国際的協定・約束を遵守し、国民の健康を守るため 「例外なき屋内全面禁煙」の健康増進法改正をお願いします

1. 日頃は国政へのご尽力ありがとうございます。先日に「[国民の大多数の声・期待に応え、健康を守るため「例外なき屋内全面禁煙」の健康増進法改正をお願いします](#)」をお送りしました。その続き(3)ですが
2. 2017/3/7に「自民党たばこ議員連盟」の臨時総会で、「健康増進法改正」案への対案が出され
 - ・小中高・大学や医療施設、運動施設、官公庁は、「喫煙専用室可」とし、長年の禁煙実績が進んでいる現状を大幅に否定あるいは後退させる。 ・事務所・職場は、対象外とする。
 - ・飲食店などサービス業は、「禁煙・分煙・喫煙の表示義務」のみとする。とのことで、真面目で本気の、英知と見識のある国会議員の対案とはとてもとても思われません。
3. 今回の「健康増進法改正」案は、内閣官房の下、関係省庁（+東京都）による「受動喫煙防止対策強化検討チーム」の議を経て出されているもので、事実上の政府案と理解されるはずのもので（政府の受動喫煙防止対策強化検討チーム）、安倍総理も 1/20 の施政方針演説で「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。…受動喫煙対策の徹底、…など、この機を活かし、誰もが共生できる街づくりを進めます。」と明言されていることから、議連の動きは安倍総理と内閣に疑義を呈し抵抗し、振り回していることになります。
4. また万一にも議連の対案、あるいは折衷案で進めば、国際条約（タバコ規制枠組条約：FCTC）、及び WHO-IOC のオリンピックでの受動喫煙対策を徹底すべきとの協定・約束をホゴにするもので、WHO-IOC 本部から「東京オリンピック・パラリンピック開催を返上すべき」、との警告・通告があり得ることから、国際的信用の失墜と恥を招きかねないことを判っておいででしょうか？
5. 国会議員におかれては、何よりも国民の健康を進める負託に応える責務があり（受動喫煙の危害防止を含め）、それは自らの喫煙習慣の上位にあるはずで、かつ飲食店などサービス業が経営上マイナスになる・売上げが落ちる、等の虚偽情報を鵜呑みにしないだけの見識がおありのはずです。
6. 自民党のたばこ議連総会や厚生労働部会での反対議員のご発言が一部公開されていますが

- ・国民の健康なんてどうでもよい、飲食店の全面禁煙化に反対する「自民党たばこ議連」の議員はこちらです <https://www.landerblue.co.jp/blog/?p=31343>
- ・2017年2月15日の受動喫煙対策法の厚生労働部会の各議員の発言に突っ込んでみた <https://www.landerblue.co.jp/blog/?p=31394>
- ・自民たばこ議連3/7臨時総会がどんな痴呆議論で盛り上がったか、みなさん読んでみます? <https://www.landerblue.co.jp/blog/?p=31714>

このような発言録がネットで拡散することにより、次期選挙候補者としても、また選挙区での健康・医療団体他からの推薦見送りや投票者の離反・不支持の広がり懸念されるでしょうし、本会としても、このような議員は党や国会の厚生労働委員会委員などの役職、また政府の要職なども不適任である旨指摘しているところです。

7. タバコ問題、とりわけ受動喫煙の危害防止の潮目は東京オリンピック・パラリンピックを機に、劇的に変わってきています。もはや無策・後退は許されません。

例えば本会の <http://notobacco.jp/pslaw/> に掲載している以下をご覧ください。(前回続き)

- ・2017.03.24 [飲食業65%が禁煙賛成 受動喫煙対策の意識調査](#) (上毛新聞 17/3/24)
- ・2017.03.22 [例外設ける受動喫煙対策案、「容認できず」 - 日医・今村副会長](#)
- ・2017.03.22 [受動喫煙対策は、みんなの命の問題](#) (東京都医師会の読売への全面広告)
- ・2017.03.22 [受動喫煙防止強化案 反対議員は妊婦や子供の害も考えて](#) (宋美女)
- ・2017.03.23 [「屋内禁煙を基本に」 がん患者団体、厚労相に要望書](#)
- ・2017.03.18 [アレルギー患者ら「飲食店も禁煙を」厚労相に要望書](#)
- ・2017.03.18 [今さら聞けない+たばここと病気 様々な臓器のがん死亡リスク上昇](#) (朝日)

8. 「分煙」ではタバコ煙は必ず漏れます。喫煙者の出入りに伴い、あるいは隙間から、また喫煙者の呼出息からの煙や服などへの付着などで、どんなに重装備分煙設備をしても非喫煙者は受動喫煙からは免れず、健康を害します。「例外のない屋内全面禁煙」でしか、国民の83%を占める非喫煙者の健康を守れません。

9. 喫煙・受動喫煙の危害対策は、現喫煙者の禁煙を促すなどで現喫煙者およびご家族などの健康改善にも役立ち、中長期的にも、国民全体の健康支援となり、健康寿命の延伸、認知症や要介護の減少、またフレイル対策、医療費削減など、我が国の国力と国民の幸せに大きく寄与することは間違いありません。

国際的協定・約束を遵守し、国民及び各国からのお客の健康を受動喫煙の危害から守るため、「例外なき屋内全面禁煙」の健康増進法改正にご賛同とお力をどうぞよろしくお願い申し上げます。